

令和 7 年度 東翔高校 生徒心得

本校は「基本的な生活習慣の確立」と「いつでも進路活動ができる身だしなみ」「自他を思いやる言動」を重点目標とします。生徒の皆さんには自分を律し、規則正しく楽しい学校生活を過ごしてもらいたいと考えています。

【頭髪について】

染髪、脱色、ドライヤーやアイロンの使いすぎによる変色、パーマ及びパーマ風ウェーブ、などは認めていません。また、常識を逸脱した極端な刈り上げや刈り上げ部分を露出するような髪型、進路活動を意識していない華美な髪型についても認めていません。

- ・一番大切なことは変色させる行為をしないことと、どのような髪型が常識的なのかを考えることです。
- ・改善対象者は即日改善してもらいます。ただし、美容室の予約等で即日改善できない場合はその週末まで猶予することもあります。そのままの状態ではいけないということではありません。指示に従ってください。直ちに改善が必要な場合は保護者に連絡の上、帰宅し改善してから再度登校してもらいます。
- ・改善されない場合は保護者に連絡の上、帰宅をして改善してから再度登校してもらいます。不十分な場合も同様の措置をとることがあります。

【服装について】

本校のユニホームです。正しい着こなしをしましょう。

- ・登下校時はブレザー着用です。
- ・夏季略装期間はYシャツ（ノーネクタイ可）、ポロシャツのみの登下校は認めていますが、その際は第一ボタンのみ開けることを認めます。ネクタイを着用する場合は正しい着こなしをしてください。寒いときはブレザーを着用してください。ただし、降雨時はレインジャケット等の着用を認めます。
- ・厳寒期にジャンパーなどの防寒着を着用する場合には、ブレザーの上に着てください。
- ・カーディガンについては11月から3月までの登下校時のみ着用を認めています。色はグレー、ベージュ、黒、紺、茶の5色のみとし、規則を守れない場合には全面的に禁止します（この規則は生徒会（過年度）との話し合い、生徒総会を経て決定したものです）。ただし、感染対策により換気が必要となった場合は別途指示します。
- ・制服の改造は再購入の対象となります。
- ・卒業生から譲り受ける場合は丈の長さ等が適正ではないことがありますので必ず担任に相談してください。
- ・制服の手直しが必要となった場合は必ず担任に相談し、必要に応じ「制服手直し許可書」を発行してもらってください。
- ・成長に伴いスカートが短くなった場合は規定に合うように改善もしくは再購入してもらいます。（規定は膝中心程度）
- ・ウエスト部分を折り曲げたり、ベルト等を使用してミニスカートにすることは違反です。

【アクセサリーについて】

全て認めていません。透明ピアスも同様です。

- ・発見した場合はその場で預かり、放課後に担任からの指導後に返却されます。

【化粧について】

濃淡関係なく全て認めていません。色つきリップに関しても同様です。

- ・発見した場合はすぐに改善してもらいます。

【スマートフォン・SNSについて】

自分も他人も傷つけない使用をしましょう

- ・学校への持ち込みは認めますが、授業中の使用はもちろん、着信音が鳴った場合はその場で預かり、放課後に担任からの指導後に返却されます。
- ・指導に従わない場合は保護者とともに来校しての指導となります。
- ・以下の内容は問題行動として特別指導を含む何らかの指導対象となります。

- ①他人の個人情報（名前や住所等）を許可なく掲載
- ②他人に対する誹謗中傷
- ③学校内の様子（授業・行事等）を無断で掲載
- ④不適切な行為（校外生活含む）や社会的に認められない行為等の掲載 等

- ・自分の個人情報（名前や学校名等の掲載、住所や個人が特定できる画像や動画）がネット上で確認できるものは防犯の観点から載せないでください。また発見した場合は削除指導をします。
- ・歩きながらや自転車に乗りながらの『ながらスマホ』は危険ですのでやめましょう（自転車の交通違反にも該当します）。また公共機関等でのマナーも守りましょう。

【アルバイトについて】

高校時代にしかできないこと、しなければいけないことを考えて判断しましょう。

- ・家庭の経済的負担の軽減を主な理由とし、健康や安全に留意しながら保護者の責任の下認めています。アルバイト届は担任から受け取り、注意事項を確認の上、提出してください。（注意事項が守れない場合は禁止とします）

【ノンアルコール飲料・電子タバコについて】

モラルを守りましょう。

- ・近年ノンアルコール飲料や電子タバコが流通しています。それらはあくまでも20歳以上が飲用することを念頭に開発されており、未成年者の飲酒や喫煙を助長する恐れがあります。学校としては、ノンアルコール飲料や電子タバコを飲用した際、飲酒・喫煙と同様の行為として、懲戒及び特別指導の対象としていますので、注意してください。

【校内外での生活について】

自分の言動が正しいのか判断できる人になろう。

- ・様々な場面でマナー、モラルとは何かを考えて生活してください。公共交通機関や公共施設、お店などの商業施設の場も同様です。
- ・校内での飲食はHR教室とホール、各学年で定められた教室のみです。衛生上の観点から床に座っての飲食はやめてください。（食べ歩きは禁止です）
- ・防犯上の関係により、校地内であっても授業以外に外へは出られません。（前庭やグラウンドなど）
- ・夜間外出はアルバイトも含め午後9時までに帰宅してください。

【懲戒について】

窃盗・万引き・暴力・脅迫などの犯罪行為、飲酒・喫煙・薬物など法律で認められていない行為、故意による器物破損や考査等による不正行為、その他、学校の秩序を乱し、生徒の本分に反した者は下記の懲戒に該当します。また、誹謗中傷・いじめなどの卑劣な行為も同様の措置をとることもあります。

懲戒区分は「訓告」「停学」「退学」の3種類 ※学校教育法施行規則第26条に基づく